

令和8年度 大阪府救急搬送患者受入促進事業費補助金

1. 事業概要

【目的】 救急搬送が困難となっている症例等（以下「搬送困難症例等」という。）の受入実績に応じて、医療機関へ補助金を交付することにより救急受入体制の強化を図る。

【補助対象】 救急告示医療機関（精神科又は三次救急医療機関の認定のみを受けている医療機関を除く）において、「搬送困難症例等」の受入れのために行う体制確保に要する人件費（報酬、給料、職員手当、賃金、報償費、法定福利費）

【補助金額】 ・補助単価：搬送困難症例等の受入れ
1件あたり ①平日時間内 24,000 円/件、②①以外 30,000 円/件
・補助率：1/3

※ただし、申請件数により、調整率がかかる場合があります。

その場合には申請額＞交付決定額となりますので、あらかじめご了承ください。

【事業期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日

2. 「搬送困難症例等」として定める症例

症例	単価	補助率
(ア) 要介護状態の高齢者（85歳以上）【要介護2以上】 (イ) 精神疾患患者における119番の要請原因が身体症状による事案 (ウ) 整形外科、脳神経外科の協力を必要とする小児傷病者（15歳未満） (エ) まもってNET事案 (オ) 吐血・下血で搬送された傷病者	①平日時間内 24,000 円/件 ②①以外 30,000 円/件	1 / 3

3. 補助対象となる「搬送困難症例等」における注意事項

○救急車により搬送された患者であること（ウォークイン及び転院は含まない）。

○大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム（以下「ORION」という。）において、救急搬送患者報告を行っていること（システム URL⇒ https://sp.mfis.pref.osaka.jp/orion/index_h.php）。

○救急搬送患者報告については、救急隊の病院前情報と紐付けて入力を行い、本登録すること。

○（ア）から（オ）の項目が重複して当てはまる事案は1件として扱う。

○要介護状態とは、初診時に85歳以上かつ要介護2以上の者であること。

○精神疾患患者とは、精神科等への既往歴がある患者（疾患名が無い場合も対象とする）、精神安定剤などを服用している患者、又は処置後に精神科領域での対応が必要となった患者を含む。

・身体症状による事案とは、外傷及びすべての疾患を含む。

○まもってNET事案とは、救急隊がORIONにおいて「まもってNET」を要請した場合に、同システムで「O」と回答した上で、最終的に当該患者を受け入れた事案であること。

○吐血・下血で搬送された傷病者とは、吐血・下血・消化管出血により救急搬送となった傷病者で、ORIONの患者情報入力画面の「初診時処置＞大項目」で、「吐下血・消化管出血」が入力されていること。